

宅地建物取引業法施行令の一部改正について

I. 改正の背景

平成18年6月14日に公布された証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第66号）において、宅地建物取引業法が改正され、宅地建物取引業者が、宅地又は建物を原資産とする信託受益権や組合持分権等の販売を行う場合には、原資産である宅地又は建物の状況に関し、取引関係者への事前説明義務を措置したところである。（改正後の法第35条第3項）

このため、以下のとおり宅地建物取引業法施行令を改正する必要がある。

II. 改正の概要

法第35条第3項第2号の政令で定めるもの

宅地建物取引業者が、宅地又は建物が原資産である金融商品（信託受益権や組合持分権等）の販売に際して、取引の相手方に事前に説明すべき原資産となる宅地又は建物の使用、収益又は処分等に関する公法上の制限事項として、同施行令第3条第1項と同様に、都市計画法、建築基準法等に基づく建築制限、所有権等の譲渡制限等を規定することとする。

III. 今後のスケジュール（予定）

証券取引法等の一部を改正する法律（平成18年法律65号）の施行の日（同法の公布の日（平成18年6月14日）から起算して1年6月を超えない範囲において政令で定める日）から施行する。

具体的には、平成19年9月頃を予定。